

第20回京都地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成22年3月16日午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

京都地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

上西勝己，河村貞枝，小林千洋，杉田洋，松本久美子，水島幸子，水谷義則，村本伸一，村山素子，安田拓人，依田建吾，安保嘉博，長谷透，松本芳希，米山正明

(事務担当者等)

坂口裕俊，小森友幸，木崎正，巽信裕，水野和雄，蒔田豊人，荒木健二

4 議題

裁判員制度について

5 議事

(1) 開会

(2) 委員異動報告

事務担当者から，吉野孝義委員の異動に伴い松本芳希委員が，谷岡賀美委員の異動に伴い長谷透委員が，それぞれ任命された旨の報告があった。

(3) 京都地方裁判所長あいさつ

(4) 委員会の運営に関する事項

ア 委員長の選任

委員の互選により，松本芳希委員が委員長に選任された。

イ 委員長代理の指名

委員長は，米山委員を委員長代理に指名した。

(5) 議事

ア 法曹三者からの裁判員制度に関する各庁会の課題等についての説明（裁判所：坂口裁判官，検察庁：長谷委員，弁護士会：安保委員）

イ 意見交換

裁判員制度に関する課題について意見交換

（発言者：■＝委員長，○＝委員）

○ 裁判員裁判対象事件として起訴するかどうかは，オートマティカルに決まるものなのか，それとも，例えば裁判員制度を意識して，起訴を控えるというような何らかのコントロールができるものなのか。

○（検察官委員）

例えば，強盗致傷というのは，強盗したときに相手に怪我をさせたという罪であるが，怪我の程度には極めて軽いものから重いものまでいろいろとある。強盗は5年以上であるが，強盗致傷となると6年以上で，罪が重い。そうすると，法律が予定する強盗致傷の怪我というのは，ある程度の重みがある怪我であることを要するとの考え方もありうるところで，ちょっと赤くなっている程度の軽い怪我では強盗致傷罪での起訴を控える場合もある。警察が強盗致傷で逮捕すれば必ず強盗致傷でしか裁判にならないというわけではない。検察官が起訴した罪名によって裁判員裁判対象事件となるかどうかが決まるが，被害者もおり，コントロールしようと思って起訴件数を落とせるものではない。初年度は，事件の発生自体が少なかったのだと思う。

○（弁護士委員）

起訴便宜主義といって，検察官にはその事件を強盗致傷で起訴するのか，窃盗と傷害で起訴するのか，その切り分けをする非常に強い権限を持っているので，当然オートマティカルには決まらない制度になっている。

○（裁判官委員）

京都地裁における裁判員裁判対象事件数というのは、年によってばらつきがある。過去10年間を見ても、多い年で70件を超えたこともあるが、50件くらいの年もかなりあった。2月末で約20件であり、昨年5月21日の制度施行からの1年間では、三十数件くらいにはなると思うが、凶悪事件の発生が少なかったのかもしれない。

○ 先ほどの弁護士委員の説明に関連するが、裁判員の意識として、裁くとか、犯罪を暴くというような意識が非常に強いということだが、それとよい経験をしたという感想が大部分であるということは結び付くのか。

○ (弁護士委員)

刑事裁判の目的は、真相を究明して犯罪者を処罰するだけでなく、起訴されて被告人席に座らされた人の権利を守るということも非常に重要である。その両方をバランスよく考えていただきたいという思いが弁護人にはある。現在のところ、犯罪の成立自体に争いが無い事件ばかりであり、被告人に適正な刑罰を加えるということが主たる目的となることも仕方がないことだと思うが、これからは否認事件などの難しい事件が出てくるので、その辺りを裁判員にはよく意識していただきたい。

■ 裁判員制度の導入の意義として、国民の視点、感覚の判断の中身への反映というのが一つ挙げられていたが、その部分がどのように変わって、それがよいことなのか、悪いことなのかという問題だと思う。およそ執行猶予が考えられない事件では更生のことをよく考えていないのではないかという意見がある一方で、介護が問題となった事件を中心として、保護観察を付した執行猶予の判決によって立ち直りを期待するという方向に行っている裁判が増えたということは、報道機関からも指摘されているところである。また、性犯罪の事件で、従来の量刑は軽すぎたということを示している判決もあり、国民の視点、感覚が反映した結果が出てきているよう

○ アンケートでは、「なぜそう考えたのか。」というところまで取る必要

があるのではないか。例えば、満足しているということでも、人によって全く基準が違うので、それだけでは分析ができない。

- アンケートでは、充実したとか、よい経験と感じたということについての理由の記載欄があって、実際に、自分の人生にとって非常に有意義であったとか、裁判の仕組みや流れを理解することができたというような記載がされている。他方、量刑の点については、評議の秘密との関係で裁判の結論についてどう思ったかというような問い掛けはできないし、実際にもしていない。裁判の公正を守るためには、そこがアンケートの限界になる。
- よかったか、よくなかったかという聞き方であれば、だれでもよかったという範囲で答えることが多いと思う。このアンケートは、よかったという答えを期待した質問という気がする。このような聞き方ではなく、この制度についてよいと感じるかとか、疑問が残るかという聞き方であれば数字が違ったのではないか。また、アンケートの方向性について、もう少し視野を別の点に置いてはどうか。罪に問われた方、被害に遭われた方の家族や本人にも同様に、この制度を受けてどのように思ったのかという感想を聞く予定はあるのか。
- 現在のところはない。指摘のとおりあまりよい数字が出たと喜んでばかりはいられないというのが本当のところだと思う。
- 裁かれる人たちや弁護人は、裁判員制度が実施されて、対応が変わったり、気持ちが変わったというような何らかの変化があるのか。
- (弁護士委員)
実際に裁判員裁判を経験した弁護士から、法廷に緊張感が溢れるようになり全く変わった、尋問で裁判員がどういう反応を示しているのかを注目するようになったと聞いている。非常に進歩したと弁護人は思っている。
- 裁かれる人にも納得度みたいなものがあるのか。
- (弁護士委員)

ある。弁護人も今までと違って、法廷での自分たちの活動が裁判結果に反映されているという手応えを感じている。

○（検察官委員）

裁かれる側の人にとっては量刑が重くなったというように感じる人が多いようである。被告人控訴が結構多く、市民が被害者の方の気持ちに軸足が乗っているのではないかと被告人は思っているかもしれない。

- 選定された裁判員候補者の総数7423人のうち、精神上又は経済上の不利益で辞退した人が274人いるということであるが、実際に裁判員を経験した人が精神的にどういう負担感を持っているのか。会社内で聞くと、傷害事件などの裁判で証人として証言をしないといけないときに、顔が知れてしまうので、行き帰りの道や後で家族に何かあるのではないかと考えると怖くて裁判に出たくないという者が多いが、裁判員裁判ではもっと重い罪の事件を扱うので、精神的な負担についてはどうなのか。

○（裁判官委員）

人を裁くということの精神的な負担感について言うと、実際に裁判員に感想を聞いたところ、初日はとても自分には裁判はできないと思ったし、大変なことだろうと思ったけれども、2日目、3日目くらいになると、どんどん自分が事件の中身に乗り出していくのが分かったとか、自分としては一生懸命取り組めたということで満足感を持っているというふうに述べている裁判員がいた。また、記者会見でもそのように述べている人が多いようである。今後、否認事件などの難しい事件であれば負担感は変わってくるかもしれないが、これまでのところは、事件のことを思い出して複雑な気持ちをしばらく持ったとしても、全体としては実際に経験してみたら、それほど心理的に負担として後を引きずるようなことはなかったのではないかと思われる。ただ、報道によると、例えば殺人事件で死体の写真を目にしたことからくる感情的な高ぶりや心理的なショックを受けた

裁判員はいたようである。

- お礼参りなどの不安については、制度の仕組みとして、匿名性を保つため、裁判員の名前は一切裁判記録に残らないし、記者会見等においても自分自身が同意しない限りは外に出ないようにしている。もし威迫行為みたいなことがあれば検察庁や警察署の方で適時適切に対処してもらうことになっているし、威迫行為自体が犯罪になって処罰を受けることになる。私も長い間ずっと刑事裁判を担当してきたが、一度もそういう威迫行為を自分も家族も受けたことがなく、全国の裁判官も同様である。

- 冒頭陳述ではパワーポイントを使用してプレゼンテーションをするということであるが、プレゼンテーションでは相手方に関与するインパクトを与えるかが重要となる。ここまではよいというような基準はないのか。量刑に関わるようなことは最初のインパクトで相当に違ってくると思うが、量刑に予断を与えるようなことにならないか。

- (裁判官委員)

この点は法曹三者でもずっと問題意識を持っていて、制度施行までに京都でも十数回法曹三者による模擬裁判を行ったが、その後に検察官又は弁護人のプレゼンテーションがどうだったのかについて検証や反省会を行ってきた。初期の頃は、動画的なものを使ったり、血の色をあえて白黒の画面で赤く塗るといったようなことがあったが、過度に効果を追求して気持ちが大きく動くというような行き過ぎがあってはいけないということで、京都の法曹三者では、詳細な基準を作ることは難しいが、色使い、文字の大きさ、写真などもあまり刺激が強かったり、インパクトが強いものは使わないということで、大凡の合意ができています。また、公判前整理手続の中で、相手方から異議が出されかねないようなプレゼンテーションは控えるよう、三者で確認をするようにしている。

- (検察官委員)

証拠をそのまま使ってはいけないというルールはある。証拠自体は、証拠として取り調べる時よりも前に見せてはいけないので、冒頭陳述の段階では実際の怪我の写真は使えない。それは現場の見取図も同様である。2、3年前に模擬裁判を行ったときは、例えば拳銃で撃ったというときにアニメで弾が動くようなものを作っていたが、それも適否が問題になった。

○ 裁判員制度が導入されて、量刑が重くなっているというような話があったが、これは最初から予想されていたことか。ちょっと怖いと感じている。

○ (検察官委員)

個人的には、上にも下にも振れ得ると予測していた。6人がバランスよく必ず構成されるわけではないので、重く振れるときもあるし、軽く振れるときもあるが、それに対して検察官が、検察官が思う一般常識、求刑の妥当性をどう説得できるかということなのかなと思っている。

○ 学校では、最近特に第三者評価ということで、授業参観等を通じて学校運営、学校経営についていろいろと意見をいただきなさいと言われている。アンケートの中で裁判員経験者の振り返りはあるが、法曹三者も、裁判員がいろいろと感じたことを直に受け取り、よりよい方向を目指して、この制度のいい点をどんどんと吸収してもらいたい。また、被害者の立場に寄り添って判決がなされることは、よいことだと感じている。

○ 性犯罪の事件では、もう少し女性の裁判員を増やしてほしいという声があるが、京都地裁では裁判員の性別の割合はどうなっているのか。

○ (裁判官委員)

京都地裁の裁判員裁判では、これまで性犯罪の事件はない。性別の割合は、男女同数のときもあったし、4人対2人というときもあった。公平にということで、性別で分けることを全くしていないので、結果として極端な場合には6人対0人になっても、やむを得ないと思っている。

■ すべての事件がコンピュータによって無作為に抽出して6人を選ぶので、

場合によっては性別が偏ることが出てくる。性犯罪の事件で、女性が1人も入っていなかったりするのはいかがという指摘がされているが、事件により男女比を決めることを始めると、性犯罪だけでなく、他の犯罪でも事情を知っている人と知らない人を同数にしないといけないのではないかなど、どこまでも広がる可能性がある。例えば介護の問題で、介護で苦勞している人と、していない人を同数で入れるべきかという問題も出てくる可能性がある。そういったことは一切抜きにして、抽選で選ぶことが公平な裁判所を構成するという理念の下に現行法の仕組みになっている。ただし、議論があって将来的には見直しの可能性はあり得る。性犯罪に限っては、女性が入るべきであるという意見はあるか。

- いずれ性犯罪事件の控訴率がどの程度あるかというデータが出てくると思うが、そういうものを見ないと分からない。
- 起訴から第一審の判決が出るまでの期間は、前と比較して短くなっているのか。
- (裁判官委員)

公判が開かれれば連日的集中審理を行うので、今までの裁判よりもはるかに短期間で判決までいくが、起訴から判決までの期間は、今のところ公判前整理手続に何か月か掛かっているので、短くなっていない。公判が始まってから不十分な点が見つかったので、これを次回期日までに準備するというようなことが言えないので、検察官も弁護人も集中審理を行うために徹底した準備をする必要があり、また、争点などについて必要な範囲内でポイント中心の主張・立証をするための三者の協議を行っているが、まだ法曹三者が十分に習熟していないこともあって、公判前整理手続に何か月か掛かっている。しかし、公判が始まるまで被告人や被害者を長期間待たせることは問題であるので、どのようにして公判前整理手続の期間を短いものにするかが今後の法曹三者の大きな課題だと思っている。

■ 事前に争点整理を行うようになったので、その争点に集中して審理を進めていくという意味で、実際に審理が始まってからの期間はかなり短縮されていると思う。ただ、争点整理に時間が掛かる場合があるのと、自白事件でも裁判員裁判だと公判期日までの間に必ず6週間を置かないといけなないので、以前であれば自白事件として短期間で終わっていたのが若干長引くという面が出てきたりしている。しかし、非常に難しい事件や争点が定まらないまま手探り状態で審理をして長期間掛かっていたような事件については、随分と改善されてきているので、一概に判決までの期間が短くなっていないとは言えない。以前であれば10年近く掛かる事件が幾つかあったが、今はそういうものはなくなっている。

○ 今まではほとんどが自白事件で、結果的に量刑が以前よりも厳しくなる方向が出ているということであるが、それは凶悪事件が対象なので、心理的に被害者の立場に立ちやすいから、そういう一般人のメンタリティはすごく理解できるし、そういうふうになるのであろうと思うが、今後、否認事件が出てきたときは、裁判の中で弁護人の方が被害者の落ち度みたいなのところをより聴いていくと、裁判員からすれば、まるで被告人が反省していないみたいな印象を持ってしまう。そういう凶悪事件の量刑を一般人が感覚的に判断するのがそもそもいいのかどうかの是非を問い直す必要があるのではないかと考えている。例えば執行猶予を付けるかどうかぐらいの意見は自分なりに言えると思うが、これを15年にするのか、あるいは10年にするのかという非常に感覚的なことを求める是非がどこまであるのかと感じている。

■ その点については、制度設計の段階から量刑も裁判員がやっていいのかどうかという議論があったところである。また、実際に始めるにあたって、そういう問題点も意識しながら、いかに判断基準みたいなものを裁判員に提示していくかという工夫を考えて、量刑資料を裁判員に見せたりという

ような形での対応をしてきたところである。

- 量刑が10年か、15年かと言われても、多分分からない人がほとんどだと思う。また、それに不安を覚える人は多いと思う。評議に加わるということの意味と量刑を決める立場に立つということとは多少違う。それは一般人にはできないということは、多分専門家が一番分かっていると思う。10年か、12年かどちらかと問われたら、私の感覚では11年と答えると思う。それがもし死刑を問うようなときであれば多分答えられないと思う。友人にも尋ねてみたが、死刑のときには躊躇する人が多かった。量刑の重さに関しては、参加するということと権限を持てるという意味が一般人にとっては違うような感想を持っている。参加したくないと思っているほとんどの人は、量刑を決める立場に立たなければいけないということを危惧していると思う。罪を決める知識のなさに恐怖というか、責任の重さを感じる。

- (検察官委員)

事実認定と量刑を分けてということであるが、逆な考えもあると思う。事実認定は専門家がやると、量刑は実際に犯罪を犯したということが確定した人をどれだけ社会から隔離して教育させるか、どんな刑罰を科したらいいかであり、そういうことこそ市民感覚を反映させるべきではないかという考えもあると思う。

- 同意見である。本人が認めているものをどれくらいと決めるのはいいが、否認事件で黒白決めるのはかなわない。

- (検察官委員)

例えば子供が悪さをしたときに、おやつを何日間なしにするとか、小遣いをどれだけ減らすということは自分自身で判断すると思う。それを膨らませていくと、我々の社会の規律を保つためには罪を犯した人をどれだけ隔離していくのが妥当かというのは、まさに我々が決めることという考え

もあると思う。

- 悪さ程度のものであれば感覚が分かるが、殺人などの場合に、死刑にするのかというのは次元が全然違うような感じがする。

- (弁護士委員)

アメリカは、量刑については裁判官が判断している。裁判員が量刑について判断するというのは、もう一度考え直すべきだという意見の方が強いように思う。今までの量刑相場が分からないので、模擬裁判においても量刑については分からないので、決めてくださいというようなことを言っていた模擬裁判員もいた。しかし、事実認定については、被害者と被告人が法廷で証言をして、どちらを信用するかという話なので、裁判官でなくても、自分なりの判断は下せると思う。裁判員制度は3年後に見直すということになっているので、一つの重要なテーマになることは間違いないと思う。

- 判決が死刑になるような否認事件は、一審で決着が付くわけがない。必ず控訴をするので、裁判員は関係がなくなる。そういうふうには考えないと、自分が仮に選ばれたときには負担が重いと感じるであろう。どちらにしても重いが、実際に終わった後にすっきりした人が増えるというのは、どうも納得がいかない。今のところ、全国的にも否認しているケースは少ないのか。

■ 犯行の態様や認識を否認するケースはあるが、少ない。

- (裁判官委員)

アンケート結果では、確かに98パーセントの人が参加してよい経験と感じたと言っているが、その大半は自白事件である。多くの裁判員は、量刑について最初は何年という意見を自分が言えるはずはないと考えていたであろうし、実際にこれから刑の重さを決めようという評議の場面になっても、初めはピンとこないようだ。ただ、検察官と弁護人が、量刑上こう

いうところがポイントと考えて、こういう事情があるから何年が妥当であると考えているなど、それぞれ事実を示して、評価の根拠を示して、一定の数字を述べており、それも参考にしながら、皆で自由に意見を言い合い、また、量刑事情の見方が検察官と弁護人で分かれる場合に、どちらの見方を取るかというような問題も一つずつ皆で議論して解決していく。そういった作業をしていく中で、当初は明確に何年ということは分からなくても、徐々に量刑に関する様々な事情の見方は整理されていく。また、量刑検索システムといって、コンピュータに大凡の条件や因子を入力して検索すると、これまでの平均的な判決傾向、相場などがグラフで出てくるが、それも参考にしながら、自分としては、大体何年から何年くらいの幅で、それよりも重くも軽くもどうかと思うとか、それに対して、もう少し重くしないと被害者の気持ちがどうかとか、被告人の受入れを考えると、もう少し軽くてもいいように思うとか、それぞれははっきりと自分なりの理由を述べながら、これくらいが妥当ではないかというような意見を徐々に言うようになり、その結果が、アンケートや記者会見において、自分の意見は量刑も含めて自由に言えたように思うし、参加して自分なりの充実感があったという感想になっているのではないかと思う。裁判員裁判対象事件で、事実関係について大きな争いがある事件はむしろ少なく、多くの事件では、どれくらいの期間社会からの隔離が必要か、どれくらいの罪の償いをして、また社会に戻ってきてもらうべきかがポイントになるので、量刑について裁判員が市民代表として、存分に意見を述べていただくことが、裁判員制度の導入にあたり必要なことだったのではないかと思っている。

- 法廷での説明等の分かりやすさについて、弁護人は、市民と接することが多いのに対して、検察官は、法曹の中で専門家ばかりと接しているので、専門用語を使用する機会の多さを考えると数字は逆転して弁護人の方が分かりやすいのではないかと思っていた。

○ 児童虐待について、親が幼い子供を餓死させるというような痛ましいものはしつけとは言えないと思うが、きつく叩いて傷を負わせたような場合、親は子供が悪いことをしないようにしつけたのだと言うが、それは度が過ぎていて暴力で子供に傷を負わせたという捉え方もできる。いろいろな立場の意見が反映されることはよいが、反面、難しいのかなと思う。

○ (弁護士委員)

検察官と弁護人の差が顕著に出ているが、模擬裁判が始まった5、6年前は弁護人の評価の方が高かった。検察庁は、この4、5年間でトレーニングを行っているし、バックアップ態勢もしっかりしている。パワーポイントでは、検察庁は熟練した事務官が作成するが、弁護人にはそれをしていく余裕がないなど、組織力が顕著に出てきていると思っている。

■ 自白事件は争点を提示しにくいという難しさがあると言われている。否認事件はここが争点であると言いやすが、自白事件は量刑の中のこの部分であるということを書いていかないといけないので、中々難しいところがある。検察官は、量刑に関して、犯罪の成立、経過から結果までを全部まとめて提示すればいいが、弁護人はその中でどういうところを突くべきかが自白事件では提示しにくいことがあって、少し説明が分かりにくいという評価をされているのかもしれない。

○ アンケート結果は、設問の仕方や順序によって変わってくる可能性がある。ほとんどが5段階評価で選択するような形になっているが、回答する際に、2でもなく、3でもなく、その間というようなことで悩むことがよくある。そういう隘路はあると感じているが、今回のアンケートはこれで正しいのであろうと思う。

○ マスコミの報道が裁判員にも先入観を与えていることがあるのではないか。新聞や週刊誌によって犯人を意識付けられた状態でその事件について裁判員として選ばれた場合に、果たしてどれだけ中立的に判断できるかが

気になる。一般的に加害者に味方をする人はあまりいなくて、被害者に味方をしたいという認識が強いように思う。そうすると、マスコミによって犯人に仕立て上げられた人間を弁護する立場には、気分的に非常になりにくいのではないか。裁判官は常に法律というものがあって、そこからはみ出してはいけないという中立の立場を意識しているからよいが、一般人は中々そうはいかないのではないか。

- 裁判員制度が始まる時に報道の姿勢として、誤解を与えないような表現及び放送をしていくということであるが、確かに週刊誌などでは、そのように思われることがあるかもしれない。気を付けないといけないところである。
- 審理日数と分かりにくさの関係については、期日が長期になるから分かりにくいということではなくて、長いのは難しい事件というように理解している。また、アンケートでは、法曹三者の中で評価に違いがあるということであるが、これは、裁判官は自分たちが評議をした仲間であるので、パーセンテージが高くなっていて、検察官は悪い者をやっつけているからという理由で、弁護人はなぜそんなところを取り上げてわざわざ弁護をしているのかと批判的に見られるというようなことで数字が出ているのであればよく分かる。
- プレゼン能力について、組織的なバックアップがあって、訓練を遂げている検察官とそうでない弁護人との差ということであれば仕方がないと思うが、争点に応じてきちんと主張が展開されているのかどうかというところで、何を争っているのかが分からないというのが一番見ていて分からなくなるのではないかと思う。先ほど自白事件について争点設定が難しいという説明があったが、こういうポイントが量刑にかかってくるわけで、こういうふうな事情があるから軽くしていただきたいということについて、きちんと量刑事情でそこを争うということとからめて立証したらより分か

りやすくなってくるのではないか。何かそのつぼが見えないところがあるのではないか。

- 否認事件において、法曹三者の中の一つの立場の人が、公判前整理手続で同意していたことと別の説明を行ったことがあるというように聞いている。法曹三者の問題ではあるが、混乱するのではないか。
- 性犯罪事件について、裁判員が女性だから同情するとか、男性だから軽くするというようなことではなくて、被害者の特性みたいなものが結構大きく出ているように思う。裁く側が男性なのか女性なのかがそんなに影響するのか、一概にそう言えるのかが気になった。ある新聞で女性団体の人が、医者には裸を見せるが、素人には見せないということで、性犯罪の被害の話は、プロに自分の性的な被害の事実をさらけ出すのはやむを得ないが、なぜ素人にそんな話を聞かれないといけないのかという気持ちになることがあると言っている。そういう話からすると、裁判員に一人二人女性を混ぜればいいのかということではなくて、政策設計の問題で、厳しく罰してもらえるとメリットとプライバシーを素人には話したくないというデメリットがあり、最後はどういうところが公平として重視されるのかが難しいというように感じた。
- 裁判員候補者を何人呼び出すかについて、裁判所は苦勞しているということであるが、呼出し人数をなるべく絞った結果、辞退者がたくさん出て、当日足りなくなったときに市民が認めてくれるのかという問題がある。そこですごく怒られるのであれば、裁判所としては多めに呼び出さざるを得ないであろう。どちらの怒りが大きいのかということは、もう少し探ってみないと分からない。
- 裁判体から見て、公平らしさ感を失っているような裁判員がいた場合には、解任するなど、厳しい態度を取った方がよいと思う。

ウ 次回のテーマ等

次回のテーマについては、「労働審判制度」を取り上げてみたらどうかと
考えているが、それ以外に希望するテーマがあればお知らせいただきたい。
その上で、次回のテーマを決めることとしたい。

なお、次回は7月中に開催することとし、日程は後日通知する。

以 上